

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、お客様、お取引先、株主に対して、また従業員に対して公正、公平に対応することが事業の基本的な信用と考えています。事業の展開で関わりのあるどの社会に対しても信用・信頼を一層高めることが事業の継続発展には必要で、そのためにはコーポレート・ガバナンスの充実が重要であると認識しています。そのうえで、当社が築いてまいりました小売業界における独自の事業モデルを発展・拡大させ、経営の効率性や収益性を一層高める観点から、専門性の高い業務・運営知識を備えたものが取締役に就任し、法令及び定款の定めを遵守しつつ当社の財務及び事業の方針の決定につき、重要な職務を担当することが企業価値を高め、全ての利害関係者共同の利益に資するものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使、招集通知の英訳】

当社は、招集通知の英訳を行い当社ホームページに掲載しております。

なお、議決権電子行使プラットフォームの利用については平成30年2月期の株主構成において現時点では実施する状況ではないと考えておりますが、引き続き検討してまいります。

【補充原則4-1-2 中期経営計画】

当社は、事業単年度ごとの業績予想のみ開示しております。当社は、中期経営計画を開示しておらず、事業を取り巻く環境の変化が激しい中、機動的かつ柔軟な経営判断を行うことが重要と考えております。中期経営計画の開示の必要性は十分に理解しており、その範囲、時期については、引き続き検討してまいります。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

取締役会及び経営会議において、経営陣が報告・提案を行う場を設けております。また、定常業務に関しては、決裁権限を決定し、その範囲内でスムーズに意思決定が出来るようになっております。

なお、経営陣の報酬については、中長期的な業績と連動する報酬制度の研究を引き続き進めてまいります。

【補充原則4-2-1 中長期的な業績と連動する経営陣の報酬制度】

経営陣の報酬は、月次報酬と賞与で構成され、会社の業績や外部要因等を鑑み、取締役会において決定しております。

なお、中長期的な業績と連動する報酬については、引き続き研究を進めてまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

取締役会全体の実効性の評価につきましては、アンケート方式による調査を実施し、その結果の分析・評価を行いました。第三者による外部評価等の方法について引き続き検討し、改善してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、持続的な成長に向けて、企業提携、重要な取引先との取引関係の構築・維持その他事業上の必要性がある場合は、取締役会の判断において株式を保有しております。

個別の政策保有株式について、その保有目的の合理性及び経済的な合理性を取締役に於いて毎年確認します。

また、政策保有株式の議決権行使に関して、政策保有株式の発行会社の企業価値向上、ひいては当社の企業価値向上に資する提案であるか否かの観点から経理担当執行役員が議案を検討し、適切に対応しております。対応の結果については、取締役会に報告します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社及び株主共同の利益を損なうことを防止するため、競業取引及び利益相反取引については取締役会規程に基づき取締役会の承認を得るものとしております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金規定に基づき確定給付企業年金制度を運営しています。本制度を運営するため、複数の会社と生命保険契約および年金信託契約を締結し、年金財政は健全に運営されています。

【原則3-1 情報開示の充実】

1. 会社が目指す経営理念は、当社ホームページなどで情報発信しております。また、経営戦略、経営計画は決算発表及び決算説明会で開示し説明しております。

2. 本コードのそれぞれの原則を踏まえた考え方は、コーポレートガバナンス報告書の「1.1. 基本的な考え方」に記載しております。

3. 取締役・執行役員の報酬は、役職に応じた基本報酬と前期業績・評価に応じた実績報酬により構成されております。

取締役報酬の決定手続は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲において、取締役会の決議により決定します。

4. 取締役会は、取締役・執行役員・監査役候補の選解任を以下の基準により決議します。

1) 選任基準

職務を遂行するうえで必要な強い意思と高い能力を有していること

ふさわしい人格及び識見を有していること
求められる役割・職責を適切に果たすうえで必要な時間・労力を確保できること
当社グループの事業及び経営環境の深い理解に基づき、当社の経営戦略の策定及び実行に貢献できる知識・能力及び幅広い経験を有していること
社外取締役・監査役は、企業経営、会計、法律等の分野における高い専門的知見または豊富な経験を有し、独立した客観的な観点からの職務の遂行が期待できると認められること

2) 解任基準

当社執行役員規程の不適合事由に該当するとき

5. 取締役会が上記4. を踏まえ取締役・監査役候補者の指名を行う際の、候補者全員の略歴及び社外取締役・社外監査役候補者の選任理由については、招集通知に記載しております。
また、執行役員は、取締役会が上記4. を踏まえ選任しています。

【補充原則4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会が経営陣に対して委任する範囲は、取締役会規程、執行役員規程、職務分掌及び職務権限規程等に詳細を規定し、取締役会がその結果を監督する体制となっております。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

取締役6名の内、2名について東京証券取引所に独立社外役員として届け出ております。社外取締役選任の方針については、有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、次のいずれの事項にも該当しない者について、独立性が認められる者と判断します。

- 1) 現在または過去10年間に於いて、当社またはその子会社の業務執行者となったことがある者(会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者。以下本基準において同じ)。
- 2) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者。〔注〕
- 3) 当社の主要な取引先またはその業務執行者。〔注〕
- 4) 当社から役員報酬以外に、その者の直近事業年度において1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(金銭その他の財産を得ている者が法人、団体である場合は、当該団体の売上高または総収入の2%を超える金額を当社から得ている団体に所属する者)。
- 5) 過去3年間に於いて上記2)から4)に該当していた者。
- 6) 当社の議決権の10%以上を実質的に保有する者またはその業務執行者。
- 7) 上記1)から6)までに掲げる者の配偶者及び二親等以内の親族。
〔注〕「主要な取引先」とは、直近事業年度の取引額が、当社または当該取引先の年間売上高の2%以上を占める者。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役候補者は、以下の基準を充足する者であって、取締役会のメンバーとして、経営理念の実現に貢献することができる知識・能力・経験を有していると考えられる者の中から取締役会の決議により指名いたします。

なお、社外取締役の候補者については、会社法に定める社外取締役の要件を満たす者であって、下記4)に代えて、下記5)の基準を充足する者の中から2名以上を指名いたします。

- 1) 取締役としての職務を遂行するうえで必要な強い意思と高い能力を有していること
- 2) 当社の取締役としてふさわしい人格及び識見を有していること
- 3) 当社の取締役に求められる役割・職責を適切に果たすうえで必要な時間・労力を確保できること
- 4) 当社グループの事業及び経営環境の深い理解に基づき、当社の経営戦略の策定及び実行に貢献できる知識・能力及び幅広い経験を有していること
- 5) 企業経営、学術、財務会計、法律その他の分野における高い専門的知見または豊富な経験を有し、独立した客観的な観点からの職務の遂行が期待できると認められること

【補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査役の他社役員兼任状況】

当社では取締役・監査役が他社の役員を兼務する場合は、役員規程により取締役会の承認が必要になります。兼務の状況は有価証券報告書・事業報告書で開示しております。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、新任の取締役及び監査役の就任に際して、当社の経営理念の理解とともに、当社の事業、財務、組織等に関する必要な知識の習得ならびに取締役及び監査役に求められる役割及び責務の十分な理解のための機会を提供します。

また、取締役及び監査役がその職務を果たすうえで必要な知識の習得・更新等を目的として、個々の取締役及び監査役に適合したトレーニングの機会を提供するとともに、その費用の支援を行います。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との対話全般については、社長または社長が指名する執行役員が統括し、企画室をIR担当部署と規定しております。また株主との建設的な対話を促進するために以下の取組みを実施しております。

1. 対話を補助する部署として企画室、経理部を中心に必要に応じて各部署が連携し、対応しております。
2. 社長または社長が指名する者による機関投資家・アナリスト向け決算説明会を年2回、スモールミーティングを数回開催しております。
3. 当社ホームページで適時開示資料と補足資料、月次販売状況の開示を実施しております。
4. 株主から出された意見等の経営幹部へのフィードバックは、社長から経営幹部に対して適宜行われております。
5. 株主との対話については、当社規程のインサイダー取引の禁止基準に基づき、情報の取扱いに留意して実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
--------	----------	-------

株式会社島村企画	5,761,530	15.60
株式会社島村興産	3,370,180	9.12
株式会社クリエイティブライフ	2,370,377	6.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,029,500	5.49
株式会社埼玉りそな銀行	1,764,915	4.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,336,100	3.61
藤原 秀次郎	681,100	1.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	636,200	1.72
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	625,386	1.69
島村 裕之	501,074	1.35

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

・2018年6月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社及び共同保有者が2018年5月31日現在で合計1,870,142株(株券等保有割合5.07%)の株式を保有している旨が記載されております。

【保有者名(保有株式数、株券等保有割合)】

ブラックロック・ジャパン株式会社(463,700株、1.26%)
 ブラックロック・アドバイザーズ・エルエルシー(106,900株、0.29%)
 ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー(37,100株、0.10%)
 ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド(119,031株、0.32%)
 ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ(641,100株、1.74%)
 ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ。(419,598株、1.14%)
 ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユーケー)リミテッド(82,713株、0.22%)
 <合計 1,870,142株、5.07% >

・2018年10月17日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社が2018年10月15日現在で1,924,100株(株券等保有割合5.21%)の株式を保有している旨が記載されております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
松井 珠江	他の会社の出身者													
鈴木 豊	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松井 珠江			小売業の人事政策、福利厚生ならびに社会・環境サステナビリティ分野で長きにわたり活躍された経験と見識を有しており、社外の独立した視点からその経験に基づく助言・提言をいただけるかと判断したためです。 また、独立役員として指定した理由は、一般の株主と利益相反の生じるおそれがなく、独立役員の指定趣旨に適合した高い独立性を確保できるためです。

鈴木 豊		企業経営者として豊富な経験と深い見識を有しており、当社の経営に対し社外の独立した視点から有益な助言・提言をいただけると判断したためです。 また、独立役員として指定した理由は、一般の株主と利益相反の生じるおそれがなく、独立役員の指定趣旨に適合した高い独立性を確保できるためです。
------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、監査活動の効率化および更なる質的向上に向けて様々な連携を図っています。
 ・監査役と会計監査人は、連携を保ち、随時、情報・意見の交換を行っております。
 ・株主総会后、監査計画書を基に重点項目や往査の予定等、協議しております。
 ・監査役は会計監査人の監査に適時立会い、さらに監査経過と結果を把握するため、期中と期末の監査終了時に、問題点と改善点の説明、報告を受け連携を図っております。

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
早瀬 佳一	他の会社の出身者													
堀之北 重久	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

早瀬 佳一	早瀬 佳一氏は、現在、当社の取引先であるタキヒヨー株式会社の顧問及び同社の子会社の業務執行者であります。同社と当社の取引の規模から株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しその概要の記載を省略します。	透明性の高い公正な経営監視体制の確立のため、流通業界を中心に幅広い見地より、取締役会の意志決定の妥当性、適正性を確保するための助言を頂けると判断したためです。なお、独立役員として指定した理由は、独立役員の指定趣旨に適合した高い独立性を確保できるためです。
堀之北 重久	堀之北 重久氏は、当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人の出身者ですが、既に同法人を退職しております。	公認会計士としての財務及び会計に関する知識と豊富な経験を有しており、当社の監査体制の強化に活かして頂けると判断したためです。なお、独立役員として指定した理由は、独立役員の指定趣旨に適合した高い独立性を確保できるためです。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

インセンティブに関係なく業績を向上させることが基本と考えております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

取締役および監査役報酬は、有価証券報告書、事業報告書にて総額を開示しております。平成30年2月期の報酬等の総額は下記のとおりです。
 取締役に対する年間報酬総額 68百万円
 監査役に対する年間報酬総額 22百万円
 社外役員に対する年間報酬総額 32百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

役員の報酬等の額は、株主総会で定められた年額の範囲内で、取締役の報酬については取締役会の、監査役の報酬については監査役会の決議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は、月1回以上の取締役会を通しての情報交換、必要に応じ事前の説明を行っております。
 社外監査役は、月1回以上の監査役会を通しての情報交換、必要に応じ事前の説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1) 企業統治の体制の概要

当社は、監査役制度を採用しており、当連結会計年度末(平成30年2月20日)現在、取締役は10名以内、監査役は5名以内とする旨定款に定められています。

取締役会は取締役6名(男性5名、女性1名、うち社外取締役2名)で構成され、経営の的確かつ迅速な意思決定と透明性の確保を図るため、取締役会を月1回以上の頻度で開催することを基本とし、平成29年度は19回開催しました。

また、経営効率と運営スピードを向上させるため、執行役員によるグループ経営会議を月3回以上の頻度で開催することを基本とし、平成29年度は32回開催しました。

監査役会は、監査役4名(男性4名、女性0名、うち社外監査役2名)で構成され、月1回以上の頻度で開催しています。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務分担に従い、取締役会その他重要な会議への出席ならびに取締役会からの各種報告等を通じ、取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっています。

2) 内部監査の状況

当社は社長直轄の独立した監査室(専任者4名)を設置し、社内規程の遵守状況、業務活動全般、手続等の妥当性について定期的に全店舗、部署の監査を実施し、その監査結果は社長及び監査役に報告しております。また、従業員からの内部通報制度についても公益通報者保護規程に規定し、監査室がこれを担当して公正・公平に対処しております。

3) 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、小林 雅彦氏(指定有限責任社員・業務執行社員)、筑紫 徹氏(同)であり、有限責任 あずさ監査法人に所属しております。当社は有限責任 あずさ監査法人と会社法及び金融商品取引法監査について監査契約を締結しております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他9名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、業務執行に対する取締役会による監督と監査役会による監査のチェック機能をもつ監査役制度を採用しております。監査役会は社外監査役2名及び社内に精通した当社出身の常勤監査役が会計監査人及び監査室と連携して厳格な監査を実施しており、これにより当社の業務の適正が担保されていると考え、現在の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の発送は、定時株主総会開催15日前に行っております。 また、招集通知(英訳を含む)及び報告書(招集ご通知添付書類)につきましては、定時株主総会開催3週間前に当社ホームページに掲載しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英文での提供を、平成29年開催の定時株主総会より行っております。 なお、英文の招集通知は当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算・第2四半期決算に説明会を実施している他、スモールミーティングを年10回程度実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算概要、月次売上速報等を掲載しております。 http://www.shimamura.gr.jp/finance/	
IRに関する部署(担当者)の設置	企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	事業報告書、社内報、ホームページ等で情報提供。
その他	長期的な企業業績の維持向上、コーポレートガバナンスの充実に努めております。 また、提出日現在、役員への女性の登用は1名となっております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、取締役及び従業員の職務の執行が法令と定款に適合していることを確認するための体制と、しまむらグループの会社としての業務の適性を確保するための体制を以下のとおり整備しております。

- 1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役がグループ会社全体の経営理念を基に、全社横断的にコンプライアンス体制を維持し、かつ社会的責任を果たすため社内規定(取締役会規程、監査役会規程、株式取扱規程、役員規程、執行役員規程等)を適切に整備します。
 - ・監査役、内部監査室による内部統制システムを検証するための体制を構築します。
 - ・公益通報者保護規程を基に通報者が不利益を受けないよう、また、その内部通報が適切に処理でき、さらに全社的に再発防止につながるよう、適正な制度の確立と運用を進めます。
 - ・監査役による取締役と執行役員の業務執行状況の監査と、監査役会での検証を行います。
 - ・財務報告の適正性及び法令遵守状況等について、各部門の責任者から、定期的に確認書等の提出を求めます。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存と、管理に関する体制
 - ・法令と社内規程に基づき議事録及び稟議書等の文書を作成し、規程に基づき部署長が適正に保存管理します。
 - ・これらの文書は取締役及び監査役が常時閲覧できる体制を整備します。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・全社的なリスクの管理規程を整備し、担当部署のリスク管理のレベル向上に努めて、未然防止と有事に適切な対応ができるようにします。
 - ・新たに生じたリスクに対し取締役社長が速やかに責任取締役を定め、必要な対応をします。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会を毎月1回以上開催し、迅速な意思決定と重要事項の決定、取締役の業務執行状況の報告を行います。
 - ・取締役は、職務分掌や職務権限規程を定期的に検証します。
 - ・監査役は、取締役会に出席し効率的な業務執行の監督を行います。
- 5) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合する体制を構築します。
- 6) 当社と関連するグループ集団での業務の適正を確保するための体制
 - ・グループ集団の取締役及び業務を執行する社員等が、職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備します。
 - ・グループ集団の損失の危機管理に関する規程その他の体制を整備します。
 - ・グループ集団の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備します。
 - ・グループ集団の取締役、執行役員と従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備します。
- 7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合の体制
 - ・監査室は、監査役の要請に応じ、その業務を補助します。
- 8) 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査室の所属従業員の人事異動には、人事部長は監査役との事前協議のうえ決定します。
 - ・取締役、執行役員と従業員は監査役による監査、監査室による監査には適正に対処し、一切不当な制約をしてはならないものとします。
 - ・監査役による監査を支援中の従業員の指揮命令権は、監査役にあるものとします。
- 9) 次に掲げる体制その他の監査役へ報告をするための体制
 - ・取締役、執行役員及び従業員が監査役に報告するための体制を整備します。
 - ・子会社の取締役、監査役等及び従業員から報告を受けた者が監査役に報告するための体制を整備します。
- 10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・監査役への報告を行った当社グループの役員と従業員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及びグループ集団の役員と従業員に周知徹底します。
- 11) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きと、その他職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査役がその職務の執行について前払い等の請求をしたときは、担当部署は社内規程に基づき、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとします。
- 12) その他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は、取締役会その他、重要な意思決定の過程と業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席します。
 - ・監査役は、主要な稟議書及び報告書を閲覧し、必要に応じて取締役、執行役員及び従業員に説明を求められます。
 - ・監査役は、会計監査人との情報交換を行い、連携を図ります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 1) 当社は、反社会的勢力を排除することが企業の社会的責任であると認識しております。取引を含めた反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、不当要求に対しては対応責任部署を明確にし、弁護士や警察等外部専門機関と連携し組織的に対応します。
- 2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
 - ・反社会的勢力による被害を防止するため、総務部を中心に組織として対応します。
 - ・埼玉県公安委員会が実施する「不当要求防止責任者講習」を受講し、反社会的勢力による不当要求に対応できる体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項